第一章 主権者または国家の支出(十一)

全年齢の人々の教育機関に要する支出(二)第三部 公共事業・公共機関の支出(八)

に 家臣 廷を事実上退けた。 得た広大な荘園には、 て各王国 った。その結果、 を通じて王の助けなしに治安を維持し、 発達だった欧州では、 動員され、 当時、 は穀物 .・小作人・従者を支配するのと同様であった。君侯や私人の敬虔にもとづく寄進で [の他 聖職者の力は、 ワイン・ 聖職者が望む争いに参加させられた。さらに聖職者は、 の所領から上がる地代の大きな取り分を得ており、 聖職者の男爵領や荘園の司法権は世俗の大領主並みに独立し、王 小作人の多くは任意契約のもと主の裁量に従い、 家畜・家禽などの現物で納められた。 聖職者の富が庶民への影響力の土台となり、その様相は大貴族 大貴族と同じく領主裁判権が付され、聖職者は自ら、または代官 想像 し得る限り最も強力な「武器」だった。 王も彼らの同意や支援なくしては介入できなか 供給は自家消費を大きく超え、 これら二種 召集されれば直ち 十分の一税に 工芸や製造業が未 の収 ょ 一の法 の多 つ

特権・ 高め、 互い 辺諸国の聖職者が加わる勢力を退けるのは 脅威を倍加させた。 律と序列に服する強固な結束を備えた一方、 被官数が世俗領主全体を上回った可能性すらある。 個々の高位聖職者の被官の数が最大級の俗人領主に匹敵することもあり、 たか否かではなく、 どを扶助し、 と広範な慈善に充てられた。 交換に回す工芸品や製造品が乏しかったため、 古代の聖職者特権は現代の目には不合理に映るが、当時の秩序と社会構造からすれば にも王にも常に疑心を抱いていたため、 教義は神聖視され、その侵害は事の真偽を問わず最大級の冒涜と受け止められた。 施しに頼る下層の人々に深い敬意と崇敬を根づかせた。こうして聖職者 君主が少数の大貴族の連合すら持て余すような場合、 多くの騎士や紳士が信心を口実に修道院を巡ってそのもてなしを糧にした。 それでも抗し得た例があったことである。 加えて、 饗応と慈善は動員力の源泉であるだけでなく霊的影響力を 実際、 彼らの饗応と慈善は手厚く、 61 っそう難しく、 たとえ人数で劣っても、 世俗の領主は共通の規律や上下関係を欠き、 余剰は大貴族にならって惜しみない饗応 しかも聖職者は教皇の権威の下、 むしろ注目すべきは 国内 各王国の貧民のほ の聖職者 聖職者側 聖職者全体 の結束 の結 の財産 屈 東は とん 服 ĸ 規 周 0

自然で、

むしろ不可避の帰結だった。

典型は、

世俗司法の管轄からの全面免除で、イン

グランドの |な人物を有罪とするには証拠が乏しい」「聖別された身にその刑を科すのは過 7 わゆる 聖職者 の利益」に当たる。 聖職者団が結束して身内を守り、 酷 だし 神

と異議が唱えられるたび、 だからこそ、最善で賢明な対応は、 統治者が処罰を押し通せば、 当該聖職者の審理を教会裁判所に委ね 統治そのものが大きな危 険 にさ

強 とより、民心を冷やし離反を招きかねない醜聞の芽を、 ことだった。教会側には、自らの身分と地位の名誉を守るため、 13 動機と利害が働い て いたのである。 できるかぎり摘み取ろうとする 構成員の重大犯罪 Ú B る

間の自由 |時 州の大半は十世紀から十三世紀を通じ、 口 ーマ教会の体制は、 ・理性・幸福に対抗する、史上最強の連合と見なされた。この体制 世俗統治の権威と安全、そしてその庇護の下で守られる人 の下では

前後の時

'期もおおむね同様

の状態にあった。

欧

迷信にもとづく重大な誤りが、 か ら実質的に保護されて そうした私的 利 益による結束を解きほぐすことはできなかったからである。 ίĮ た。 理性は、 きわめて多くの人々の私的利益に支えられ、 庶民にも理 |解できる| 部 の誤りを暴くことは 理性 の批 で 判

てい しこの体制が、 たに違いない。 理性のささやかな作用以外の脅威にさらされなかったなら、 ところが、 人間 の知恵や徳をいかに尽くしても揺るがせなかった巨 長く存続

3

そらくさらに数世紀を経れば、 大で堅固な体制は、 事物の自然な推移によってまず弱まり、 全体が完全に瓦解する可能性が高 続いて部分的に崩れた。 13

お

した。 分のために使い その実現には直営から小作への転換が不可欠で、 くなった結果、 通じて自らの産物を流通させ、収入の多くを他者に配るのではなく自己消費に回しやす う裏付けを失って弱まった。下層の人々はもはや聖職者を困窮時の頼りとは見なさず、 はなお強力だったが、 り早く断たれた。教会の恩職は概して所領が小さく、その受給者は収入を比較的早く自 うして下層の人々と聖職者を結びつけていた利害の糸は次第にほどけ、大貴族の場合よ がて姿を消した。 で聖職者の世俗的権力も低下させた。 この時期、 ・製造業・商業の漸進的な発展は、 切れたからである。十四世紀と十五世紀の大半、 慈善は細り、もてなしは気前とゆとりを失い、 さらに私的な虚栄や無駄な消費を満たすため地代の引き上げを求め、 教会の力はほぼ精神的権威に限られ、 聖職者が多数の庶民に及ぼしていた絶対的な支配力は大きく後退 聖職者は大貴族と同様に、 大貴族の勢力を弱めたのと同様に、 小作人は彼らから大きく自立した。 その権威も慈善ともてなしとい 使用人や従者は減ってや 欧州では大貴族 新しい商品との交換を 欧州各地 の勢力

むしろ富裕な聖職者が従来は貧者に充てられてきた資源を自らの享楽に費やす姿に、虚

ある。 旨 明 秩序の再建は、 高位聖職叙任権をこれほど効果的かつ広範に抑え込んだのはフランスとイングランドで 接的影響を及ぼし得た。 が 的 条件とされ、 確 権 の枠組みが整えられた。 欧 州 「であり、フランスでも十五世紀の「プラグマティック・サンクション」により 利を各教区 さらに十六世紀の「コンコルダート」により、フランス王はガリカン教会の主要: の 君主は教会の高位聖職 名目上は自由選挙でも、 一のディ イングランドの十四世紀の制定法群、 1 同種 ンと参事会に、 選挙の成立には君主の事前同意と、当選者に対する事後 の規定は欧州各地で整えられたが、

君主は地位上の優位から自国

者

に 強

61

間

承 同

宗教改革 の 聖職

以前に教皇

栄 ・

贅沢・

浪費への怒りと嫌悪を募らせた。

人事への影響力を取り戻そうとして、

司教選挙

の伝

統

院長選挙の権利を修道士に回復させた。

旧

来

0

なかでも「プロヴィゾー

、ズ法」

に

趣

者は と対立すれば、 すなわちコンシストリア プラグマティック・ 他の カトリック諸 ほぼ 貫して国王側に立つようになった。 サ 国に比べて教皇庁の布告をそれほど重視しなくなり、 ンクシ ル級 の聖職禄すべてに対する専権的推薦権を得 オンの公布とコン コ ル ダ 1 この 1 . の 相対的な独立 締結後、 フラン 性 玉 王 ス が の 主と 教皇 聖 職

てこの二つの制度に由来すると考えられる。ただし、より早い 時期にはフランス の

聖

職者も他国と同様、 の みなされた物には自ら口をつけなかったという。 な破門を受けた際には、 彼の領内の聖職者であったと見られる。 教皇への忠誠が強かった。 従者ですら彼の食卓の料理を犬に投げ与え、 カペー朝のロベール二世がきわめて不当 こうした振る舞いを民衆に教え込んだ 彼に触れて不浄と

ろが、 がせる力も意欲も次第に失っていった。 国家の側の統制と影響力はむしろ強まり、 えられるか、 スト教世界の強大な君主・主権者の権威を揺るがし、ときに覆すことさえあった。 口 ーマ教廷は、高位受益職や大受益職の叙任権を主張し、それによってしばしばキリ この主張は宗教改革以前から欧州各地で抑え込まれ、 あるいは全面的に退けられた。 その帰結として、 聖職者の民衆への影響力が弱まるにつれ 聖職者は国家を揺さぶり騒 制限や条件付きの修正を加

ずしも勝ってはいなかったが、教会権威を支えた観念の起源や展開、 おおむね優位に立ち、 K が 特有の熱狂を帯びて伝播した。 て欧州各地 口 ーマ教会の権威が衰えつつあった頃、 広が った。 論争を有利に進めた。禁欲的で規律ある生活は、 新教の教えは各地で民衆の支持を集め、 説教者たちは、 宗教改革に繋がる論争がドイツで起こり、 既成教会を擁護する神学者に学識 既成権威 教会史の知識では 身近な聖職者 に挑 む運 で必 0

世とウプサラ大司

教ト

口

ルの専横は、

グスタフ・ヴァー

サにより両者がスウェ

ーデンか

大衆 乱 れ の心をとらえて改宗者を増やす術に長 た素行と鮮やかな対照をなし、 庶民の目にいっそう説得的 け、 対抗勢力を大きく凌いだ。 に映った。 他方、 さらに彼らは そうし

教は た術 理 :は威厳を重んじる高位聖職者には長らく不要と見なされ、 性 への訴えで一 部を、 斬新さで多くを、 既成聖職者への嫌悪や軽蔑でさらに広 磨かれてこなかった。 新

ため、 時 抗力は乏しかった。 層を引きつけたが、最大多数の支持を呼び込んだのは、 に素朴で粗野 新たな教義は各地で広く受け入れられ、 を背景に自領 彼らは歩調を合わせて自領で宗教改革を導入し、定着させた。クリスティアン二 な弁舌であった。 ر ص 教皇庁がドイツ北部の一部の小諸侯を軽んじて不興と怒りを買った 旧 来の教会体制を覆した。 当時 教会は庶民からの尊敬と畏敬を失 _D 1 マ教皇庁と不和 各地で用いられた熱心で情熱的 だっ た諸 葔 は そ 抵 の

的 そ エ ら の振り となった。 追放される事態を招き、 デンで宗教改革を難 る舞い 教皇は彼を支持し続けたが、その王位を継いだホルシュタインのフレデリ が災いして退位 なく根が 教皇 に追い込まれ、 エがなお づかせた。 両者を擁護したに のちに 同国でもスウェーデン同様 クリスティアン二世はデン b かか わらず、 ヴァ に憎 マー 悪と忌避 1 サ ú クでも ス ウ

7

当局も、 の クは、ヴァーサの先例にならって報復として宗教改革を進めた。ベルンとチュ 威信が失墜し、 直前に一 教皇と特に争っていたわけではないが、各州で比較的容易に宗教改革を実施 部 の聖職者が露骨で悪質な詐欺まが 嫌悪・軽蔑・嘲笑の的となっていたからである。 61 の手口に手を染め、 聖職者階層全体 ーリヒ の

せ、 宗教改革の広がりを背景に国内の修道院をことごとく解散し、 実行には踏み切れなかった。その結果、ヘンリー八世は教義の多くを受け入れないまま、 和も模索したが、より強大なスペイン国王兼神聖ローマ皇帝カール五世の不興を恐れ か ζJ の後ろ盾のもと、 止め、 ら排した。 危機が深まるなか、教皇庁はフランスとスペインという二大王国との関係強化を最優 やがて子の治世に政権を握った改革派が、この事業を容易に完成させた。 その支持の確保に動いた。 少なくとも大幅に遅らせることに成功した。 これらの措置は、 両王国内では大きな困難と流血を伴いながらも、 なお踏み込みは限定的だったが改革派を一定程度満足さ 当時のスペイン王は神聖ローマ皇帝でもあった。 教皇庁はイングランド国王との融 ローマ教会の権 宗教改革の進行を食 威を国内 両 玉

地域では、宗教改革の勢いが強まり、教会のみならず、それを支えてきた国家体制や国 ス コットランドに見られるように、 政府の権威や支持基盤が弱く統治が不安定な国や よる推挙も認め、

むしろ奨励

L た。

ح

の統

治

体制

は当初

から平

袙

と秩序、

そして世

俗

0

家権力まで覆された。

なかった。 ように、 宗教改革の支持者は欧 異論を最終的 そのため、 的に裁し、 国境を越えて改革派の見解が食い違っても、 州各地 正統 に散 在 の範囲を統 してい ・たが、 的 に定める権威ある共通機関 口 1 マ 教皇庁の法廷や普 共通 の上訴先や裁定 遍 は 存 在

者はなく、

紛争は解けないまま積み重なった。

なかでも、

教会統治の制度や聖職叙任

権

内 をめぐる争 れ た教義と規律はこの 部 に ル タ ĺ 11 派 は、 とカ 市 民社会の平和と福祉に直結する重大事だった。 ル 両 バ 派に限られた。 ン派という二宗派が生まれ、 欧州 。 一 部では、 結果として、 法として定め 改革 派

長とした。一 たうえで、 ター派と英国国教会はいずれも司教制を概ね維持し、 領域内 方、 小受益職に の司教職や受益職 ついて は の任免権を君主に帰属させ、 司 教 の補任権を残しつつ、 聖職者の上下関係を制度化し 君主や俗人パ 君主を実質的 ト な教会首 口 ンに

つ 主 権者へ 根ざすとの強い自負がある。こうした体制のもとで聖職者は、 た例はほとんどないとされる。 の 服従を促す仕組みであり、 とりわけ英国国教会には、 体制 が定着した国でこれ 自ら が 2騒乱や 昇進の鍵を握る君主や の原理は瑕 内乱 の火種 疵 なき忠誠 に な

に

ある。 層への働きかけに偏り、 熱狂家であれ、 で煽る狂信派の不合理と偽善を、公然と退ける道を選ぶ。ただし、こうした聖職者は上 るかのように装って民衆の感情を煽り、 で穏やかな会話術を身につけるうえ、 こともあるが、多くは実学から教養にわたる幅広い学識、 結果として、上位者には耳を傾けられ敬意も受ける一方、 国内の貴顕や地主・資産家の信任と評価を得ようと努める。 下位の人々の前では自派の穏健で中庸な教義を効果的かつ説得的に 下層に対する影響力と権威を保つ手立てをおろそかにしがちで 評価を得るために、 禁欲を実践しないと公言する有力者への嫌悪ま 禁欲を説き自らも実践し 節度と品位ある礼儀、 相手がどれほど無学な 露骨な追従に流 社交的 T れる

評価される。 なったとされる。 前者の選挙制は実施期間中、 び各小教区の住民に選任権を与えるとともに、 対照的に、ツヴィングリの流れをくむカルヴァン派は、 これに対し、 混乱と無秩序を招き、 後者の平等原則は、 聖職者間 聖職者と一 概して望ましい効果をもたらしたと の平等を徹底した。 教会の牧師職が空位になるた 般信徒の道徳を等しく損 制度のうち、

できないことが少なくない。

住民が牧師を選べた時期の選挙は常に聖職者の影響下にあり、 とりわけ党派的で狂信

11

意を取り付けたり妨げたりし、

大衆迎合の術が磨かれていくとい

う構図

が、

ス

コ

ッ

トラ

司 呈

す

意が 度合 的 世 早くから講 都 示した候 十二章によって廃止され 十二年ほど続い 小 対立を先鋭化させ、 13 な 部住 候補。 初 共和国では、 である場合には、 な者が主導した。 へと発展させた。 期の 整うまで赴任や司 61 は 民 を担ぎ上げ、 公補者に 長老制 亦 がわずかな代価で牧師 国 じられ ほ 、たが、 受益職を与えることに 公の安寧を守るため、 ど大きく 確立法により、 た。 教会の新たな分裂や国家の新 大都. 教区 聖職 スイスやオランダの有力都市に見られるように、 長老制 牧権 大衆選挙が各地で混乱を招いたため、 は た。 市 の牧 者は影響力を守るため自ら狂信を装い、 な では住民が二分され、 の付与を引き延ばすことがある。 もっとも、 が最 師 か 任命 った。 パ の選任権を買い受けられるようになった。 も広が 卜 口 のような小事 空位 なったが、 同法 ネ つた 広大な同 j 石で推挙 ジ . の スコ 聖職 (推挙権) すであっ ットランドでは、 とり 教会は平穏維 国では、 権は復活 派閥を生むおそれがあった。この の呈示権を行政官に一 わ ても、 が け その 辺地 実質的に廃止され、 し 近隣 アン女王の治世第十 推持を理· 都 周 原 の 則 騒擾が 市 拼 民衆を煽っ 0 聖職 ウィ とし が を巻き込 此 小 由 三末な争 共 者が リア に、 てパ 政権 元化する措 この 和 を揺 . ム 三 て 水 教 む 1 玉 制 やそ 激 面 区 口 各 最 l V -年法第 世 度は が 民 る 教 ン 党派 · で 同 区 た . の 治 置 過 の が が の i V

が

め

0

首

激

争

ンドに残る狂信的な気風を支える一因とみられる。

節度ある距離感にとどまる。 価と信頼を得ようと努める。 後援者に迎合して取り入ろうとする誘因は生じにくい。 受益の格差はおおむね小さく、 老派諸教会では前者は徹底しているが、後者はなお十分とは言い難い。それでも俸給 ろのない生活、 ならびに教会法上・司法上の管轄における平等、 (後援・任用の権利) 長老派教会の統治は、 スコットランドの長老派聖職者ほど、 実際には「これ以上の便宜は望めない」という自覚から生まれる、 職務を忠実かつ精力的に果たすことといった資質によって、 が制度化されている場合、 聖職者間の平等を二つの面で確保している。第一に、 後援者がその自立や独立心を恩知らずと受け取ることは ヨー 俸給の低い職であっても、 ū ッパ各地を見渡しても、オランダ、ジュネーヴ、 学識と品位、 公認の聖職者は、 第二に、 国教体制の下でパトロネージ 任地や地位を良くするために 独立性を備え、 俸給や受益の平等である。 学識、 非 社会から広く 落ち着いた 上位者の評 の打ちどこ 教会権威 ス 長 あ

弊もあるが、 教会の俸給が概ね横並びで、 好ましい効果ももたらす。資産に乏しい聖職者に品位や威厳を与えるのは、 しかも過度に高くない場合、この平準化は行き過ぎれば

尊敬を集める層はまれである。

宗する例が見られる。

教会の俸給が低い

国では、

大学教授の待遇のほうが良く、大学は最大の文人層

であ

ら きな損失となる。 菂 利害と立 な道徳だけである。 場にかなう生き方が、 ゆえに彼は、 軽薄 庶民が最も重んじる道徳や規範に従わざるを得 や虚栄に流れれば滑稽に映り、 そのまま庶民の敬意と親しみを引き出すからである。 庶民と同じく本人にも大 自

然に好意と親近感を抱く。この好意は相互作用し、彼は教え導くことや教化に心を配り、 庶民は、 援助や救済にも細やかに心を砕く。味方である庶民の偏見を退けたり見下したりせず、 身近でありながら本来は自分たちより上位の立場にある人として彼を見て、 自

か 61 富裕で手厚い給付を受ける教会の高位聖職者に している。 結果として、長老派教会の聖職者は、 長老派の国々では、 迫害を伴うことなく、 他の国 しばしば見られる侮蔑や傲慢さを示さな 教会の聖職者よりも庶民の心を強く動 庶民が国教へほぼ一人残らず改

が 教会が大学から有力な学者を引き抜くのが通例である。 集まりやすい一方、 |職者から広く人材を引き寄せられる。 後者では卓越した学者は少なく、 これに対し俸給が高 いたとしても若手が多く、 前者の大学には国 61 国では、 強 丙 11 屈 後援を得 指 の学者 経

を深める前に流出しがちだ。ヴォルテールは、イエズス会のポレー神父は大きな名声こ

13

ピクテトス、スエトニウス、クインティリアヌスの時代まで一貫して見られる。 授を務め、大学は教会から優秀な学者を継続的に引き入れてきた。 スコットランド、スウェーデン、デンマークでは、その国の主要な学者の多くが大学教 ジュネーヴ、スイスのプロテスタント諸州、ドイツのプロテスタント諸国、オランダ、 ド国教会でも、 に限らずローマ・カトリック諸国全般に当てはまり、法学と医学を除けば、大学教授と 安定した生活が得られると勧められ、ほどなく聖職に転じた。こうした状況はフランス 才を多く生んだ国で大学教授に著名人がほとんど見当たらない現状を奇異だと評して そなかったが、フランスで読むに値する著作を残したただ一人の教授だったと述べ、偉 の多くが、 して名を上げた学者はまれである。ローマ・カトリック教会に次いで裕福なイングラン 、ュシアス、イソクラテス、プラトン、アリストテレスの時代から、プルタルコス、エ ッジ指導教員が大学にとどまる例は、 注目すべきは、 ガッサンディも若くしてエクス大学で教えたが、教会に入れば研究に適した静かで 公私の場で主として哲学や修辞を教える職に就いていたことだ。 教会が大学から最優秀層を吸い上げるため、欧州で名の通った老練のカ 詩人と一部の弁論家・歴史家を除き、 カトリック諸国と同様に少ない。これに対し、 ギリシャとロ ーマの著名な文人 この傾向は、 特定の

判 とっ 学科を年々教える義務 日 る。 時 断 聖職 に て自然な務めであり、 が 同 最良の教育を受ける環境にも恵まれやすい。 あ .じ範 俸給 つ ても翌年に同 囲を毎年講じることで、 が中程度の国では、 は、 じ主題を講じ直す中で容易に改められる。 その・ 堅実な教養と知識を身につけるうえで最も有望な方法でもあ 人物を当該分野の熟達者へと導く最も有効な仕 文人の多くは自然に公共に最も資する職 力量ある者は数年で全体に通暁 その結果、 彼らの学問 教えることは文人に Ļ ある年 は、 務 向 可 ·に早計 組 みで 能 か な

あ

な

各地の公定教会の歳入は、 特定の土地や荘 遠 の 収 松益を除り けば、 本来は国 家 。 一 般 財 源

壑

固

か

つ有用・

なものになりやす

61

限

実質的には地租 分 は に ĺ 帰すべきもので、 玉 家 玉 減 家 0 最 の自衛・ 条件 終的 力は な財 が であり、 同 国防 じ 源 弱まる、 で は地代とみなされるから、 あれ 土地所有者の国防への拠出力を削ぐ。 など公共のための資金が別の目 と ば、 いう原 教会が富 則 が 成り立つ。 むほど君主また 教会への 実例 的 品に回っ は国 を挙げ 配分が増えるほど国 民 しかも大規模な君主 れば、 てい 0 61 、 る。 ず プ れ 十分 口 か テスタン が 貧 家 の しく の 税 取 玉 } な ŋ で は

た十分の一税や教会領が、 玉 とり わけ スイスのプロ 公定聖職者への十分な俸給のみならず、 テスタント諸州では、 か つてロ 1 7 • 力 国家 1 ij ッ のほ ク 教 か 会に の経 費 属

師 果を上げている。大半のプロテスタント諸州では、 規模はスコットランド国教会と同等かそれ以下ながら、 玉 秩序と規律、 る。 算によれば、一七五五年のスコットランド国教会の聖職者の総収入は、教会付属地や牧 プロテスタント諸州で公定教会が国家に負わせている費用の総額は不詳だが、 おらず、 ランド国 ポンドを超えるとは考えにくい。 ス半にすぎず、 目的で投資しており、 余から数百万の積立を行い、 の大半までを、 [教会に勝るとは言い 館 教会全体の支出も、 の合理的な家賃評価を含めても、 他宗派を公言すれば州外退去を命じる法律がある。ただし、こうした抑圧的な [教会が遜色なく生み出している。 民衆の厳正な道徳の維持のいずれにおいても、この薄給のスコットランド それでも九百四十四人の牧師が、 ほぼ追加負担なしで賄う基金となっている。 主な投資先はフランスとグレートブリテンである。 がたい。 教会堂や牧師館の新築・修繕を含めて、 公定教会に期待される宗教的・ 部は公庫に保管し、 しかも最も富裕な教会でさえ、 わずか六万八千五百十四ポンドーシリング五 スイスの多くのプロテスタント教会も、 つつましくも相応の生活を維持 公定教会以外を名乗る者はほとん 残りは欧州の負債国の公債 むしろより高い ベルン州ではこの基金 市民的効用 信仰の一致、 年八万ないし八万五千 水準で同 は、 ベル スコ 敬虔の熱、 精密な計 ンや に利 して 様 資 ット 他 の効 の П 金 の 剰 ŋ

法律 プロテスタント地域とカ 定教会へ改宗していなけ は 自由 な国では、 聖職 トリ れば、 ッ 者 ク地 実際には執行できなかったはずだ。 の不 域 断 が偶然併合されたため改宗が徹底 の働きかけにより住民のほぼ全員があらかじめ公 スイ でせず、 ス の — 両宗 部 で 派 は

容認されるだけでなく、

法により並立してい

や虚栄、 得る人は職業を問. 可 に は下がり、 め 充てる時間を奪うのみならず、 6 欠な聖性という人格的資質が、 職 いれなけ、 一務が適切に果たされるには、 放縦に れば 過大であれば怠慢や遊惰や無為を招き、 時間を費やしがちだ。 ならない。 わず、 同程度の富を持つ層と同じ暮らしを望み、 報 酬 が少なければ従事者の資質や力量が損なわれて職 報酬 市井 務めをしかるべき重みと権威をもって果たすために不 とりわけ聖職者にとっては、こうした生活は の目にはほとんど失われたかのように はその内容に見合うよう、できるかぎり正 かえって害が大きくなる。 宴席や祝 映 61 事、 高収 務 確 職 に定定 歓 入 の 務 楽 を 質